

秋田県公報

告示

字の区域の変更（六八九・市町村課）
公告

目次

特定非営利活動法人の設立の認証の申請（県民文化政策課）
県営土地改良事業計画の変更（北秋田総合農林事務所）
土地改良区の役員の退任及び就任の届出（秋田総合農林事務所）
土地改良区の新たな土地改良事業の施行の認可申請を適当とする旨の決定（秋田総合農林事務所）
特定調達契約に係る一般競争入札の実施（管財課）
物品調達契約にかかる一般競争入札の実施（管財課）五件

告示

秋田県告示第六百八十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、鹿角市の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨同市長から届出があったので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成十四年十月十八日

秋田県知事 寺田典城

変更前の字の区域	変更後の字の区域
鹿角市八幡平字熊沢外八国有林一三八林班ろ小班、一三九林班ろ小班の次の道水一から道水二四ま	鹿角市八幡平字切留平

での点を順次結ぶ線及び道水一の点と道水二四の点とを結ぶ線で囲まれる区域

道水一	北緯 三九度五九分二一秒二四八五 東経 一四〇度四六分三四秒五六〇
道水二	北緯 三九度五九分二一秒三〇四四 東経 一四〇度四六分三四秒七七〇
道水三	北緯 三九度五九分二一秒四一二七 東経 一四〇度四六分三四秒〇九〇
道水四	北緯 三九度五九分二一秒五六四六 東経 一四〇度四六分三三秒六八五一
道水五	北緯 三九度五九分二一秒〇〇九七 東経 一四〇度四六分三三秒四三三八
道水六	北緯 三九度五九分二一秒三九二八 東経 一四〇度四六分三三秒六八八
道水七	北緯 三九度五九分二一秒七五一一 東経 一四〇度四六分三三秒四九三三
道水八	北緯 三九度五九分二一秒八一三二 東経 一四〇度四六分三三秒〇四〇三
道水九	北緯 三九度五九分二一秒八九一五 東経 一四〇度四六分三三秒八二三九
道水一〇	北緯 三九度五九分三秒三四五二 東経 一四〇度四六分三三秒八四一五
道水一一	北緯 三九度五九分三秒五九三七 東経 一四〇度四六分三三秒一〇〇八
道水一二	北緯 三九度五九分三秒五二七七 東経 一四〇度四六分三三秒三九四七
道水一三	北緯 三九度五九分三秒〇三八六 東経 一四〇度四六分三三秒五四一〇
道水一四	北緯 三九度五九分三秒四四五七 東経 一四〇度四六分三三秒六六二五
道水一五	北緯 三九度五九分三秒〇九四六 東経 一四〇度四六分三三秒八〇九九
道水一六	北緯 三九度五九分三秒四五三六 東経 一四〇度四六分三三秒八三九六
道水一七	北緯 三九度五九分三秒二九八〇

公 告

道水一八	東經一四〇度四六分三四秒六一七一 北緯 三九度五九分二四秒四三三〇
道水一九	東經一四〇度四六分三四秒五二五一 北緯 三九度五九分二秒八八八〇
道水二〇	東經一四〇度四六分三四秒五一六三 北緯 三九度五九分二秒二九四二
道水二一	東經一四〇度四六分三四秒五五一八 北緯 三九度五九分二秒七八二
道水二二	東經一四〇度四六分三四秒六六九八 北緯 三九度五九分二秒五九四五
道水二三	東經一四〇度四六分三四秒八〇二四 北緯 三九度五九分二秒〇五一〇
道水二四	東經一四〇度四六分三四秒九二八〇 北緯 三九度五九分二秒六八一七
	東經一四〇度四六分三四秒九六八四

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十四年十月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 申請のあった年月日
平成十四年十月三日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 サポートセンタービーイング
- 三 代表者の氏名
寺 門 敏 子
- 四 主たる事務所の所在地
雄勝郡皆瀬村川向字上小保内六番地
- 五 定款に記載された目的
この法人は、知的障害者の自己決定を尊重し、知的障害者の自立的生活を支援していくための福祉に係る事業を行う。そのための生活支援事業、権利擁護及び施設

サービス評価事業、福祉に係る研修、啓発事業等を行い、自立、社会参加を促し、誰もが生きがいを持ち、安心して生活をしていける、地域社会の構築に参与することを目的とする。

大館市道目木字屋布添四十番地一奈良一雄ほか十四人から申請があった県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年十月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（道目木地区ほ場整備事業（担い手育成型））変更計画書の写し
- 二 縦覧期間 平成十四年十月二十一日から同年十一月十八日まで
- 三 縦覧場所 大館市役所

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、仁井田堰土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十四年十月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 退任理事の住所及び氏名
秋田市仁井田本町一丁目三番二十号 上 村 清 助
" 四ツ小屋字城下当場百七番地の一 伊 藤 作 一 郎
" 四ツ小屋小阿地字坂ノ下四十八番地 岩 崎 節 三
" 上北手荒巻字前田百二番地 熊 谷 健 一
" 仁井田目長田一丁目十一番十九号 佐 々 木 甚 一
" 四ツ小屋字中野六十一番地 加 藤 健 一
" 牛島西一丁目十番四十一号 伊 藤 良 太 郎
" 仁井田本町三丁目六番五十号 熊 井 良 太 郎
" 仁井田字大野八十四番地 相 場 賢 太 郎
" 仁井田福島二丁目六番二号 寺 門 良 一
" 四ツ小屋末戸松本字向野六十五番地 加 賀 谷 源
二 就任理事の住所及び氏名
秋田市仁井田本町一丁目三番二十号 上 村 清 助
" 仁井田本町三丁目六番五十号 熊 井 良 太 郎

秋田市仁井田目長田二丁目十一番十九号	佐々木 甚一
〃 仁井田字大野八十四番地	相 場 賢太郎
〃 四ツ小屋字城下当場百七番地の一	伊 藤 作一郎
〃 四ツ小屋末戸松本字向野六十五番地	加 賀 谷 源
〃 四ツ小屋字中野六十一番地	加 藤 健 一
〃 〃 上野六十二番地の一	伊 藤 久 幸
〃 上北手荒巻字前田百二番地	熊 谷 節 三
三 退任監事の住所及び氏名	
秋田市牛島三丁目一番二十七号	三 浦 繁 邦
〃 四ツ小屋字上野六十二番地の一	伊 藤 久 幸
四 就任監事の住所及び氏名	
秋田市仁井田本町六丁目八番七十五号	佐 藤 政 男
〃 〃 四ツ小屋小阿地字坂ノ下六十番地の二	鈴 木 肇
〃 上北手荒巻字前田百四番地	熊 谷 文 雄
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、男鹿市脇本土土地改良区からなされた新たな土地改良事業の施行に係る申請を適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。	
平成十四年十月十八日	
一 縦覧に供すべき書類の名称 土地改良事業（石館地区県単小規模土地改良事業（かんがい排水））計画書及び定款の写し	秋田県知事 寺 田 典 城
二 縦覧期間 平成十四年十月二十一日から同年十一月十八日まで	
三 縦覧場所 男鹿市役所	
特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定により、公告する。	
平成十四年十月十八日	
一 入札に付する事項	秋田県知事 寺 田 典 城
（一）購入物品名及び数量	
パーソナルコンピュータ 二十九台	
（二）購入物品の仕様等	
入札説明書及び仕様書による。	

（三）納入期限	平成十四年十二月二十日（金）
（四）納入場所	県が指定する場所
二 入札に参加する者に必要な資格	
（一）地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。	
（二）当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。	
三 契約条項を示す場所等	
（一）契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先郵便番号〇一〇一八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号	
（二）入札説明書及び仕様書の交付方法	
秋田県の休日を含める条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十四年十月十八日（金）から同年十一月十一日（月）までの期間、随時交付する。	
（三）入札及び開札の日時及び場所	平成十四年十一月十五日（金）午後一時三十分 秋田県庁地下一階管財課入札室
（四）郵便による入札書の受領期限及び提出場所	平成十四年十一月十五日（金）午後一時二十五分 に掲げる場所
（五）入札の方法	落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。
四 その他	
（一）契約手続において使用する言語及び通貨	日本語及び日本国通貨
（二）入札保証金及び契約保証金	
（1）入札保証金	入札者は、見積もった金額の百分の五以上の金額を開札までに納付しなければならぬ。ただし、秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。）第百六十条第二項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の百分の十以上の金額を契約締結までに納付しなければならない。ただし、規則第七十七条第二項第一号に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

(3) 入札保証金の納付を免除される者

次のア又はイの書類を平成十四年十一月十二日(火)午後三時まで三(一)に掲げる場所に提出し、審査の結果、免除が適当と認められた者とする。
なお、提出書類について説明を求められた場合は、提出者の負担において完全な説明をしなければならない。

ア 過去二年の間に、国又は地方公共団体と当該調達物品又はそれに相当するものの契約を履行したことを証する書類(契約書、支払通知書の写し等(二件以上))及び仕様書の中で要求されている事項の履行能力を証する書類
イ 県を被保険者とする入札保証保険契約証書

(4) 契約保証金の納付を免除される者

(3)アの書類を審査した結果、免除が適当と認められた者又は県を被保険者とする履行保証保険契約証書を契約締結までに提出し、免除が適当と認められた者とする。

(三) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。

(四) 入札の無効

規則第六十六条に規定するところによる。

(五) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

契約書作成の要否 要

その他

詳細は、入札説明書による。

五 概要

Summary

- 1 Nature and quantity of item to be purchased : Personal computer 29 units
- 2 Time-limit of tender : 1:30 P.M. 15 November, 2002
- 3 Contact point for the notice : Property Management Division , Bureau of

Treasury , Akita Prefectural Government , 4-1-1 Sanno , Akita City , Akita
prefecture 010-8570 , Japan TEL018-860-2738

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定により、公告する。

平成十四年十月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量
AV設備 二式

(二) 購入物品の仕様等

(三) 入札説明書及び仕様書による。

(四) 納入期限

平成十四年十一月二十二日(金)

(五) 納入場所

秋田県ゆとり生活創造センター

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。

(二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先郵便番号〇一〇一八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八八六〇一二七三八)

秋田県の休日定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十四年十月十八日(金)から同月二十八日(月)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十四年十一月一日(金)午前十時三十分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

- (一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- (二) 入札の無効

規則第百六十六条に規定するところによる。
- (三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
- (五) その他

詳細は、入札説明書による。
- 次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定により、公告する。

平成十四年十月十八日

秋田県知事 寺田典城
- 一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

(二) ナレッジシステム 一式

(三) 購入物品の仕様等

(四) 入札説明書及び仕様書による。

(五) 納入期限

(六) 平成十五年一月二十四日(金)

(七) 納入場所

(八) 秋田県工業技術センター

(九) 入札に参加する者に必要な資格

(十) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。

(十一) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(十二) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

- 三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先郵便番号〇一〇一八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

(二) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八八六〇一二七三八)

(三) 入札説明書及び仕様書の交付方法

(四) 秋田県の休日等を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十四年十月十八日(金)から同月二十八日(月)までの期間、随時交付する。

(五) 入札執行の日時及び場所

(六) 平成十四年十一月一日(金)午前十時四十分

(七) 秋田県庁地下一階管財課入札室

(八) 入札保証金

(九) 秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。

(十) 六 その他

(十一) 入札の方法

(十二) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(十三) 入札の無効

(十四) 規則第百六十六条に規定するところによる。

(十五) 落札者の決定方法

(十六) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(十七) 提出書類等

(十八) 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(十九) その他

(二十) 詳細は、入札説明書による。

(二十一) 次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定により、公告する。

平成十四年十月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

原子吸光分光光度計 一式

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十五年一月二十四日(金)

(四) 納入場所

秋田県立小坂高等学校

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。

(二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇一八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

(二) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八八六〇一二七三八)

(三) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を含め、平成十四年十月十八日(金)から同月二十八日(月)

までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十四年十一月一日(金) 午前十時五十分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第百

六十条から第百六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希

望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第百六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定により、公告する。

平成十四年十月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び購入予定数量(一リットル当たりの単価とする。)

一種一号重油(A重油) 十一万八千リットル

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

契約した日から平成十五年三月三十一日(月)まで

(四) 納入場所

秋田県庁舎

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。

(二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇一八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

(二) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八八六〇一二七三八)

(三) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日等を定める条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十四年十月十八日（金）から同月二十八日（月）までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十四年十月三十一日（木）午後一時三十分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。）第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

入札金額は、一リットル当たりの単価とする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、小数点以下第四位までの金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第百六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定により、公告する。

平成十四年十月十八日

秋田県知事 寺田典城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び購入予定数量（一リットル当たりの単価とする。）

一号灯油 四万八千リットル

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

契約した日から平成十五年三月三十一日（月）まで

(四) 納入場所

秋田県議会棟

二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。

(一) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(二) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先郵便番号〇一〇―八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

(二) 秋田県出納局管財課契約班（電話〇一八―八六〇―二七三八）

(三) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日等を定める条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十四年十月十八日（金）から同月二十八日（月）までの期間、随時交付する。

入札執行の日時及び場所

四 入札執行の日時及び場所

平成十四年十月三十一日（木）午後一時四十五分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。）第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

入札金額は、一リットル当たりの単価とする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、小数点以下第四位までの金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第百六十六条に規定するところによる。

- (三) 落札者の決定方法
- 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (四) 提出書類等
- 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
- (五) その他
- 詳細は、入札説明書による。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田県松原市山王五丁目二十九番五号

株式会社松原印刷

電話(0862)876686

FAX(0863)000055

E-mail:matsubara@natsubara-insatsu.co.jp

秋田県松原市山王五丁目二十九番五号

松原繁雄